

証紙等販売所の閉店について

日頃は 府庁生協 証紙等販売所をご利用いただき
ありがとうございます。

さて、証紙等販売所は、京都府収入証紙の廃止に
伴い9月30日（金）で閉店させていただきます。

長らくのご利用ありがとうございました。

【10月3日からの対応】

◆府手数料の払込（収入証紙に代わる対応）

…購買店舗設置の払込機で払い込めます。

◆印紙・切手・ハガキなど

…購買店舗にて販売します。

※フロンの申請書の販売は廃止となります。

※京都府収入証紙の廃止については、次ページをご覧ください。

令和4年9月末日で



収入証紙を 廃止します

京都府収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料等を納めるものです。
身近なところでは、運転免許の更新や高校等の入学願書、パスポートの申請などに使われています。

※国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください(収入印紙は継続)。

令和4年10月からは、いろいろな方法で納付できます！

納付書入手して、
コンビニ・金融機関で納付

納付書

コンビニ or 金融機関

webで事前登録して、
コンビニで納付

entry!

コンビニ

オンラインで納付

anytime / anywhere

CREDIT

CARD

キャッシュレス決済も可能に！
申請窓口で直接納付

OK!

現金 電子マネー

CARD クレジットカード スマホ決済

※納付方法は申請手続の種別により異なります。詳しくは各手続のホームページなどをご確認ください。

証紙の販売は
令和4年9月末日まで

証紙の利用期限は
令和5年3月末日まで

未利用証紙の還付(払戻)は
令和9年9月末日まで

還付(払戻)方法などは
順次京都府ホームページで
ご案内します



お問い合わせ

京都府会計課 ☎ 075-414-5415

✉ kaikai@pref.kyoto.lg.jp